

令和
7年度

あなたの誇りたい“野々市”をイチ推しに！ 「野々市ブランド認定品」募集

認定されると

野々市ブランド認定証が交付されます。

奨励金として、**10万円**が交付されます。

認定マークの表示ができます。

イベント会場での販売やSNS発信等で**市がPR**を支援します。

認定品の販路開拓費用について**市が補助金を交付**します。



NONOICHI
ICHIOSHI
ISHIKAWA

認定マーク

概要	地域内の特色ある製品のうち、特に優れたものを「野々市ブランド」として市が認定します。市と認定事業者が協力して認定品の魅力を発信し、販売を促進することにより、市と認定品の知名度やイメージの向上、地域産業の活性化を目指します。
認定対象	野々市市内で（１）生産 （２）製造 （３）加工 （４）販売 のいずれかがされているもの。農産物、工業製品、加工食品、工芸品、生活雑貨、IT製品等のジャンルは問いません。
認定基準	①地域性（野々市らしさ）②信頼性・安全性③独自性④市場性・将来性
審査方法	審査会（認定委員会）を開催し、書類審査と申請者によるプレゼンテーションを通して、製品が認定基準に適合するかどうかを審査します。また、必要に応じて聞き取りを行うこともあります。 （プレゼンテーションに参加できない場合は失格となります。）
スケジュール 令和7年度	9月30日(火)17時 募集締切 11月25日(火)午後 11月26日(水)午後 11月27日(木)午後 書類・プレゼン審査※ 2025年12月下旬 ～2026年1月頃 認定決定 ※申請受付件数により、審査会の開催予定日が変わる場合があります。
その他	審査の結果、ブランド認定に至らなかった場合でも、優れた製品と認められるものについては、「野々市ブランド推奨品」として野々市市ホームページでPRします。 （1年間限定）

申請にあたり、事前のご相談やお困りの点、ご不明な点がございましたら、野々市市地域振興課（TEL076-227-6160）又は、野々市市商工会（TEL076-246-1242）までお気軽にお問い合わせください。

申請書類の入手や審査項目、過去の認定品などは、野々市市ホームページをご覧ください。



令和6年度認定品

お問い合わせ

石川県野々市市地域振興課

〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地 FAX 076-227-6205 ✉ chiiki@city.nonoichi.lg.jp

TEL 076-227-6160

野々市ブランド認定

検索



令和7年度
新規事業

野々市ブランド認定品 販路開拓支援事業

野々市ブランド認定事業者が意欲的に取り組む認定品の販路開拓の活動で、野々市ブランドのブランド力及び認知度の向上につながる事業について、市が費用を補助します。

補助金の額

補助率2/3、上限額20万円
※認定品1品につき3年度に1回まで

補助対象経費

備品購入費、広報費、旅費、
開発費、委託費、展示会等出
展費（小間料、小間装飾料、
出品物輸送料）

※車、パソコン等の汎用品は対象外

「ブランド認定されたことや認定マークを表示したチラシを作成したい」「JANコードを取得し認定品の取扱店舗を拡大したい」「認定品を改良しブランド力を向上させたい」「設備を導入し生産性を向上させたい」「展示会に出展してPRしたい」等

補助金交付までの流れ

①相談・問い合わせ

事業を始める前にご相談ください。
申請前に事業を開始してしまった場合は補助金を受け取ることができません。

②補助金交付申請

予算がなくなり次第、年度内の受付を終了します。

- ・ 交付申請書
- ・ 事業計画書
- ・ 事業内容や収支の資料（見積書など）
- ・ 市税の未納がない旨の証明（3か月以内発行）
- ・ 代表者身分証明書の写し

③事業実施

交付決定通知を受け取ったら事業を開始してください。

事業は自ら定めた期間内（遅くとも年度内に完了）してください。

④実績報告

事業完了後30日以内（遅くとも年度内）に速やかに実績報告書を提出してください。

- ・ 実績報告書
- ・ 実績報告書別紙
- ・ 請求書
- ・ 支出がわかる書類
※本体価格（税別）がわかるもの（領収書写し、振込控え、画面プリントアウト等）
- ・ 事業成果の分かるもの
※コピー可
※改修工事、設備導入、物品購入、展示会等参加→写真
※広告、宣伝→実際に発行された広告物、WEB画面など



お問い合わせ 野々市市役所 地域振興課
☎ 076-227-6160 ✉ chiiki@city.nonoichi.lg.jp